

I はじめに

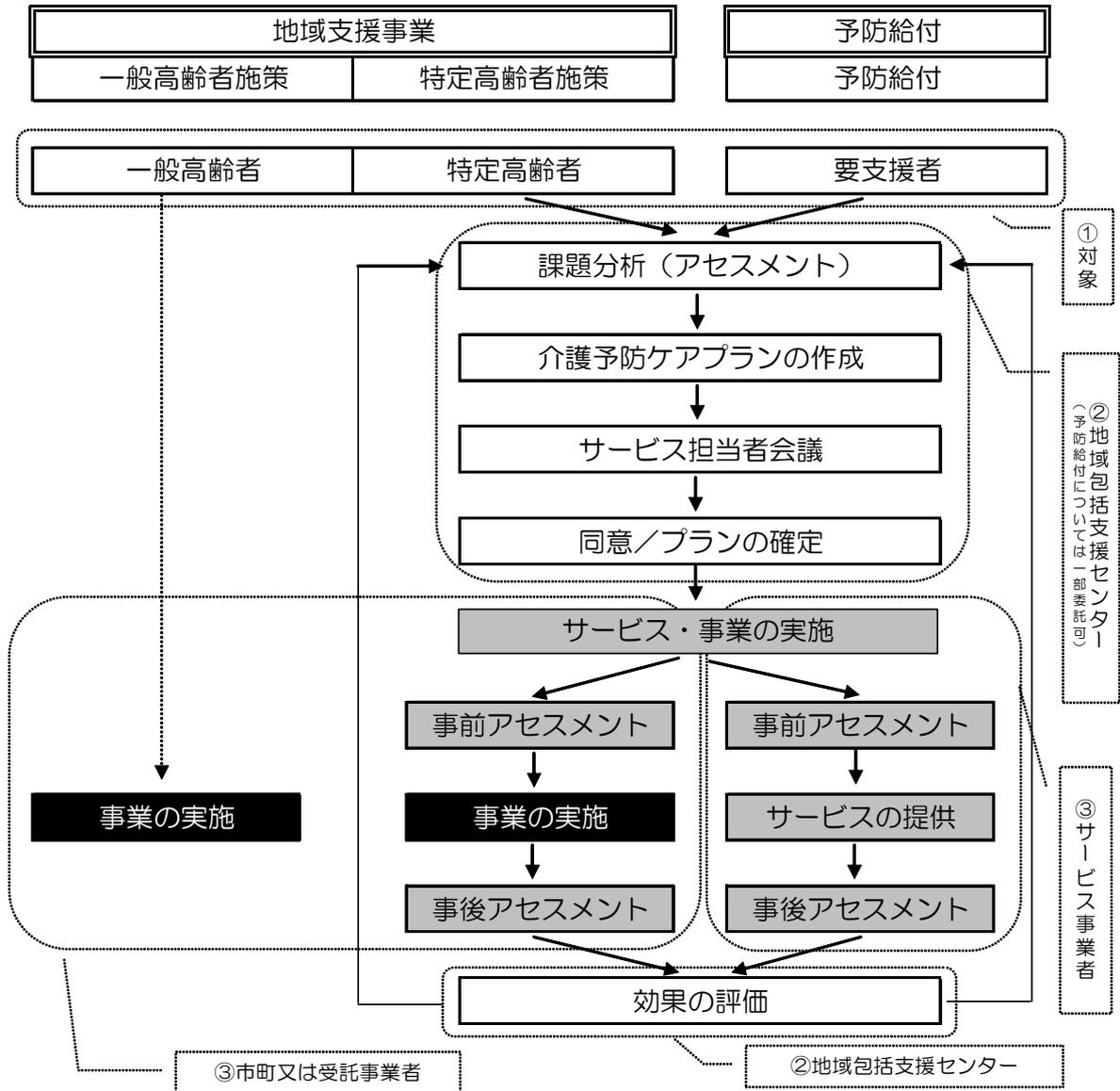
平成18年4月1日に改正介護保険法が施行され、介護保険制度は、高齢者自身が健康づくりや介護予防に取り組むことにより、できるだけ要支援・要介護状態にならないことを目指し、また、仮に要支援・要介護状態になっても、できるだけ重度化しないことを目指す予防重視型システムへの転換が図られました。

それに伴い、介護予防に向けた具体的な取組として、要支援の方々を対象とした新予防給付、特定高齢者や一般高齢者の方々を対象とした地域支援事業が導入されました。

このような流れを受けて、栃木県では平成19年度から介護予防推進委員会に、①運動器の機能向上、②栄養改善、③口腔機能の向上、④閉じこもり予防等の4つの専門部会を設置し、専門家の方々に4つの介護予防プログラムについて検討を進めていただきました。

本書は、同委員会で検討いただいた特定高齢者を主たる対象者とした“事業内容(プログラム)”を提供するものですが、介護予防事業の実施にあたっては、一般高齢者施策と特定高齢者施策が一緒に実施されることもあることを考慮し、一般高齢者施策における普及啓発事業としても活用できる内容となっています(図1)。

【図1】



※ 本書で取り扱う内容は白又キ部分